

2023年度 東海社会人サッカーリーグ運営要項

1. 当リーグは、1部8チーム、2部9チームによる2回戦総当たりとする。
2. リーグ戦の試合はすべて90分ゲームとし、延長戦及びPK戦は行わない。
ハーフタイムのインターバルは15分間とする。
注) ハーフタイムとは、前半終了から後半開始までの時間をいう。
- 3-1. 選手の交代は、試合前にあらかじめ登録された7名中5名までとする。
試合中の交代は各チーム最大3回とする。加えて、ハーフタイム時にも交代することができる。
- 3-2. エントリー後の選手変更
 - ① エントリー完了後からキックオフ時刻までの間における選手の変更は、練習中の負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
なお、この本項によって認められる選手の変更は次の各号の通りとする。
 - (1) 先発予定選手を変更する場合
控え選手に限り先発予定選手に変更することができ、さらに新たな選手を控え選手とすることができる。この場合、当初の先発予定選手を控え選手とすることはできない。ただし、ゴールキーパーである場合は例外として控え選手とすることができる。
 - (2) 控え選手を変更する場合
新たな選手を控え選手とすることができる。
 - ② エントリー完了後からキックオフ時刻までの間におけるチームスタッフの変更は、やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
 - ③ 前2項に定める変更が承認された場合、マッチコミッショナーは承認後、相手チーム等へ速やかに連絡しなければならない。
4. ベンチに入ることができる人数は、交代選手7名、役員6名の計13名までとする。役員については、事前に登録されている者に限る。
5. テクニカルエリアを設置する。
6. キックオフ時刻に遅れたチームは理由の如何を問わず0-3の敗戦扱いとする。
7. 天候不良、その他の理由により試合が開始できない、または試合が中断された場合は30分を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を主審が決定する。
主審が試合を中断した場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者は試合を再開できるよう最善の努力をする。
中断から30分を過ぎて開始または再開の判断ができない場合、当該試合は中止とするが、中断が後半開始までの場合は再試合、後半が開始されていれば試合成立と

する。中断解除から試合再開までのインターバルは 20 分以内とする。

ただし、主審が到着する前にやむ得ない事情により試合を中止する場合は、マッチコミッショナーおよびホームチーム運営責任者が協議のうえ決定する。

8. 試合成立・不成立の最終承認者はその試合を担当したマッチコミッショナーとする。
9. 順位は下記の順序によって決める。
 - ① 勝ち点（勝 3、分 1、負 0）
 - ② 得失点差（総得点－総失点）
 - ③ 総得点
 - ④ 当事チームの勝負
 - ⑤ 勝率（総勝数÷総試合）
 - ⑥ 上記①から⑤でも同位の場合は抽選とする。

10. 競技規則

リーグ戦実施年度の公益財団法人日本サッカー協会「サッカー競技規則」による。

11. 選手の用具

- 1) 本リーグに事前に登録した正・副 2 組のユニフォーム（シャツ、ショーツ、及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- 2) 正・副の 2 色については明確に異なる色とする。
- 3) 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断した時は、両チームの立会のもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- 4) 前項の場合、主審は、両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組合せを決定することができる。
- 5) ソックスの上にテープやバンデージを巻く、あるいは、アンクルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスの色と同系色とする。

12. リーグ登録

- 1) チーム及び選手の資格は規約第 6 条の定めのほか、選手の他チームとの二重登録は認めない。
- 2) チームの登録選手数は、40 名を上限とする。
- 3) 登録選手には固有の背番号を付し、シーズン中の変更は認めない。
- 4) 大学他、同一運営母体のチームが同じカテゴリーに所属することを認める。
この場合の関係するチームの対戦はリーグ順位に極力影響の少ないリーグ初めに行うよう配慮する。

13. リーグ戦開始前に選手は（公財）日本サッカー協会に選手登録を行い、（公財）日本サッカー協会の承認を受けていること。
試合チームは、マッチコーディネーションミーティング時に、（公財）日本サッカー協会

一協会 WEB 登録システム KICKOFF から出力された選手証・登録一覧（写真が登録されたもの）を印刷したものを持参すること。

事務局が発行した、当節のチーム登録票で代替えすることも可能とする。

14. 1) 選手の移籍に関しては、(公財)日本サッカー協会「移籍規程」に準ずる。
2) 12 項 4)の大学他、同一運営母体のチーム間のシーズン中の移籍は認めない。
15. 役員、選手の追加登録及び抹消を希望するときは、所定の様式で事務局へ提出する。
追加登録選手の試合出場資格は、事務局の受け付け承認日から 1 週間後とし、8 月末日をもって追加登録を締め切りとする。なお、追加選手の出場については、事務局の承認を受けても、(公財)日本サッカー協会の承認が完了していない選手はリーグ戦に出場することはできない。
16. リーグ途中事故によりリーグ参加できないチームが発生した場合は、対戦成績を白紙とし、欠のままその年度は続行するが、その決定は実行委員長が裁定する。
17. 懲罰
 - 1) 退場を命じられた者（監督・選手・役員含）または警告の累積が 3 となった者は次の 1 試合出場できない（ベンチ入りもできない）。また、退場者の処分は規律委員会において協議し、これを裁定する。
 - 2) 退場による出場停止処分の消化は同一大会で消化するものとする。なお、大会終了によって残存した出場停止処分については順次、次の公式戦に適用される。
 - 3) 本大会において、他大会等の出場停止処分を当リーグで消化する場合は、処分者本人及びその所属先チームが処分の内容を文書にて事務局に報告する。
また、その他の規定については(公財)日本サッカー協会の懲罰規定に準ずる。
18. 自動入れ替え
 - 1) 当リーグ 1 部の下位 2 チームと、2 部の上位 2 チームは自動入れ替えとし、入れ替え戦は行わない。
 - 2) 当リーグ 2 部の下位 3 チームを自動的に当リーグから降格し、東海社会人トーナメント大会の A・B 各ブロックの優勝チームは当リーグへ昇格とする。
 - 3) 上部リーグへ昇格またはチーム事情により、リーグを脱退し、リーグに欠損が生じた場合
 - イ. 当リーグ 1 部のチーム数が 8 チームになるように、2 部の上位から繰り上げ自動昇格とする。(1 部から 2 部へ降格するチームを含む)
 - ロ. 当リーグ 2 部の 9 位・8 位チームは、自動的に県リーグへ降格し、7 位チームは残留するものとする。
 - ハ. 東海社会人トーナメント大会要項に従い、A ブロックの優勝チームを 1 位、B ブロックの優勝チームを 2 位とし、本項により残留することになったチームを上位に位置づける。
 - 4) 上部リーグより降格チームがあった場合

イ. 上部リーグより降格したチームをそのまま当リーグ 1 部に加入させる。

ロ. 当リーグ 1 部は、10 チームを上限にチーム数を増やすこととする。

但し、翌年度は 8 チームに戻すべく、該当する下位チームを当リーグ 2 部に降格させる。

ハ. 当リーグ 2 部は、本項により 1 部から降格チームがあった場合、10 チームを上限にチーム数を増やすこととする。

但し、翌年度は 8 チームに戻すべく、該当する下位チームを各県リーグに降格させる。

19. 天変地異その他不可抗力により欠場する場合は、運営委員会に於いて協議し、処理する。
20. 新型コロナウイルス感染拡大によるリーグへの影響については、別「2023 年度運営要項補足」に定める。
21. 全国地域サッカーチャンピオンズリーグ 1 次ラウンドへの出場 12 チームは、以下の選出方法により出場資格が与えられる。
 - 1) 9 地域サッカーリーグより各 1 チーム（当 1 部リーグ 1 位チーム）に出場権が与えられる。原則、出場権を得たチームは棄権できない。
 - 2) 9 地域サッカーリーグの 3 位以内のチームの中で、全国社会人サッカー選手権ベスト 4 以上の上位 3 チームで、JFL へ入会を希望するチーム。
 - 3) J リーグ百年構想クラブで、所属する地域サッカーリーグ 2 位チーム。該当するチームが複数ある場合は承認日の早い順とする。ただし、本権利での出場は 1 回を限度とする。
 - 4) 9 地域サッカーリーグの JFL の入会を希望する 2 位チームの輪番で決定する。（関東・関西・九州・東海・北海道・中国・北信越・東北・四国）
2023 年度は（東北・四国・関東）の順で決定する。
22. 運営委員会で決定できない事項については（一社）東海サッカー協会にその裁定を仰ぎ、その決定に従う。
23. リーグ運営に関しての提言・質問等は、文書を運営事務局へ提出し、回答を得ることが出来る。

また、試合中及び試合後に、審判員の判定への異議を示すことは認められないが、もし判定に関して重大な質問がある場合は、試合終了後 3 日以内（必着）に文書を事務局へ提出し、実行委員長を通じて審判委員会の回答を得ることが出来る。

ただし、プレーに関する事実についての主審の決定は最終であり、変更されることはできない。（競技規則第 5 条）

注）・文書はチーム代表者名で、宛先は実行委員長とすること。

- ・文書の末尾に文責者のサインと、住所、連絡先電話番号などを記載すること。
- ・実行委員長は必要に応じて参考となる映像媒体等を要求することができる。

24. 当リーグに事務局を設ける。ホーム運営委員は、試合終了後に公式記録を速やかに事務局に報告すること。報告については、メール等で行うこと。